

平成 17 年 8 月 31 日

法務省民事局参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「信託法改正要綱試案」に対する全銀協意見書について

平成 17 年 7 月 28 日付の書面をもちましてご照会のありました標記事項について、別添のとおり、全国銀行協会としての意見を取りまとめましたので、ご回答申し上げます。

以 上

〔本件担当者：全国銀行協会企画部 松本、業務部 大野 03 - 5252 - 4310〕

平成 17 年 8 月 31 日

「信託法改正要綱試案」に対する意見

全国銀行協会

信託制度は、銀行界にとってきわめて重要な制度である。特に、今日、情報技術革新と結びついた新たな金融スキームにおいて、信託制度が最も有用なストラクチャー設計の手段として、広く利用されているところであり、今後も利用の拡大が見込まれているところである。このような利用を通じて、銀行は信託制度における最大ユーザーとして、その一端を担っている。すなわち、信託専門銀行である受託者はもとより、信託債権者、投資家たる受益者、さらには、信託制度を利用した種々の証券化・流動化スキームなどを提案するアレンジャーなど、様々な立場から信託制度を積極的に利用している。

したがって、信託制度の根幹である信託法の改正は、銀行にとって大きな影響を及ぼすものであり、今般示された「信託法改正要綱試案」(以下、本意見書中「試案」という。)およびそれに先立つ法制審議会信託法部会における検討については、銀行界として、非常に関心の高い法律問題、制度問題であると認識している。特に、今回の改正の重要な眼目として、「金融、資産流動化、投資、事業経営など様々な方面での活用が考えられる商事信託分野」が掲げられ、試案では、法の不備が指摘されていた事項に係る手当てが多く盛り込まれている。また、民事信託分野など今後の利用拡大が期待される分野に配慮した事項についても掲げられているところである。

以上のような認識のもと、全国銀行協会では、試案中、特に強い関心事項について検討を行い、意見書として取りまとめた。ここでの基本的なスタンスは、信託制度が様々な金融スキームの重要な受け皿・器として機能していることに鑑み、その特色である柔軟性を維持すること、信託制度の当事者たる受益者・受託者・委託者のみならず信託債権者も含めた適切な利害調整が可能な法制であるべきこと、信託制度利用者に適切な予見可能性を与える明確なものであること、などである。

銀行界は、前述のとおり信託制度への関り方は多様であり、本意見書は、そのことを反映し、必ずしも同じ立場からの意見で統一されたものとはなっていない。しかしながら、いずれの立場に立っても、上記スタンスが前提となっており、以下に述べる私どもの意見は、今後の信託法改正の議論に有益であると信じるものである。関係者におかれては、検討にあたって、是非とも私どもの意見についてご配慮をお願いしたい。

なお、信託制度については、信託法だけでなく、信託業法、担保附社債信託法など、重要な関係法が存在する。今回の信託法改正にあたって、こうした関係諸法についても併せて必要な改正検討がなされるよう強く要望するものである。

以下、意見を申しあげる。

1. 信託の意義について（試案第1）

- (1) 試案第1の1は「財産の処分」を信託設定の要件としており、幅広い信託利用を可能とするものであり賛成する。ただし、信託の外延が不明確になることによる弊害を防ぐために、信託設定にさらに一定の要件を設けることをなお検討していただきたい。
- (2) 試案第1の1の「担保権の設定」による信託設定について明確化する提案には賛成する。
- (3) 試案第1の2の信託契約の効力について、提案に賛成する。
- (4) 試案第1の3の信託契約の効力発生時に債務を信託財産に属する債務として引き受けられることとの提案には賛成する。

- (1) 今回の提案では、現行信託法1条の「財産権」が「財産」とされることで、「金銭的価値に見積もり得るものすべてが含まれ」とされており、信託のさらなる利用拡大が期待できるものとして賛成する。また、信託の利用は、企業防衛策としての利用など新たな広がりを見せており、「財産の処分」については、権利の付与なども含まれるよう明確にされることが望ましい。

他方で、最近の裁判事例において信託法を事後救済的に用いる例（公共工事前払金の預金帰属の問題など）を見ると、信託法の対象とする「信託」とは何か、明確にしていく必要があると考える。したがって、要件については、さらなる検討をお願いする。

- (2) セキュリティ・トラストについては、後述2.参照。
- (3) 実務上、信託契約の締結から受託者となる者への財産の譲渡等の処分までタイムラグがあり、契約締結時に信託契約の効力が発生しないと、受託者を巡る当該信託の権利義務関係が不安定となり、当該信託を利用したスキームに支障を来すことになりかねない。今回の提案は、信託契約の効力を、財産処分の前に発生させることで、懸念される実務上の問題を回避することが可能であり、このような規定となることを強く要望する。
- (4) 信託契約の効力発生時の債務を信託財産として引き受けられることを認めるこ

とで、包括的な事業を対象として信託設定する事業信託が可能となる。事業信託の有用性については、起業時の信託利用、あるいは、事業再生の信託利用の可能性を広げるものであり、今回の提案には、賛成するものである。

2. セキュリティ・トラストについて（試案第1等）

「担保権の設定」による信託設定が明確化されることにより、セキュリティ・トラストの利用ニーズが高まると考えられることから、セキュリティ・トラストの利用を実際に可能とするための信託法および関係法制の整備を強く要望する。

- ・ 今回の提案では、「担保権の設定」による信託設定が明確化されることで、セキュリティ・トラストの利用拡大が期待される。他方で、現行信託法でも、セキュリティ・トラストが可能との見解がありながら、利用が進まないのは、現行信託法上の不明確さに加え、信託法上の多数決制度の欠如、登記制度、執行制度などの関係法制・手続の不備のためと指摘されている。今回の改正においては、セキュリティ・トラストの実際の利用が可能となるよう、信託法第1条の問題にとどまらず、関連する諸制度・諸法制についても、制度の参加者に明確な形での法的安定性を与えるに足る必要な整備が信託法改正と同時に進められるよう強く要望する。以下、いくつか論点を掲げる。
 - ・ 信託契約における被担保債権の定め
シンジケート・ローンとの併用を考えると、被担保債権は、全受益者トータルで1個と解し、例えば、「年月日付シンジケート・ローン契約書に基づく債権」として全受益者の被担保債権を一括した表示が可能となる必要がある。
 - ・ 公示（登記）
担保附社債信託法においては、登記手続上、種々の特例が認められており、セキュリティ・トラストにおいても同様の措置が認められる必要がある（例えば、受託者が担保権の登記権利者となること（担信法118条）、被担保債権についてシンジケート・ローンの債権総額を記載すればよく、各債権者毎の債権額を記載する必要はないこと（担信法119条1項）、多数の変動する債権者のための信託であり、権利の移転毎に受益者の変更を信託目録に記載することができないセキュリティ・トラストの性格を踏まえて、信託目録を不要とすること（担

信法改正附則 119 条の 3) など)。

- ・ 受益権取得請求権
受益権取得請求権については、セキュリティ・トラストの利用可能性を損なう懸念があり、任意規定とすべきと考える(後述 13 . 参照)。
- ・ 担保権の実行
受託者の債権届出、優先弁済受領権限等についての当事者適格訴訟行為については、解釈で対応することでは足りず、明文による関係法制上の手当てが必要と考える。また、法的整理時の対応(別除権・更生担保権の届出等)についても同様に、関係法制上の明文の手当てが必要と考える。
- ・ 加えて、対象となる担保権が根抵当権のように根担保の場合は、さらに検討すべき論点が広がる。
- ・ 以上は、論点のいくつかを例示したに過ぎない。しかしながら、こうした問題が併せて解決されない場合には、セキュリティ・トラストの利用可能性は著しく損なわれると考える。

3 . 脱法信託及び訴訟信託について(試案第 2)

訴訟信託について、現行法維持との提案については、基本的に賛成する。

ただし、担保権信託においては受託者が当該担保権の執行等を行うにあたって、訴訟信託の禁止に該当するとすれば、セキュリティ・トラストの発展を著しく阻害するものであり、当該禁止に当たらないことの法律上明確化を要望する。

- ・ 訴訟信託について、現行信託法 11 条の規律は重要であり、改正法においても維持すべきと考える。
- ・ 他方、セキュリティ・トラストの利用局面で、本規定が支障となる可能性がある。補足説明 6 頁では、信託法部会において、「正当な理由」があれば、本規定の「主たる目的」の解釈、脱法行為性、反公序良俗性に鑑みた個別判断により、本規定の適用を削除できるとの見解が示されたとされている。この見解の趣旨について、法律上明確となるような措置を要望するものである。

4 . 詐害信託について(試案第 3)

本提案に特段の異論はない。

- ・ 今回の提案については、現行信託法 12 条の問題点を改善するものであり、異論はない。
- ・ なお、今回の提案も、現行信託法 12 条と同様に、民法 424 条の詐害行為取消権をベースとしている。新破産法における否認に関する規定（破産法 160 条以下）の検討を想起した際に、そこでは民法とは異なるものであることは承知しているが、詐害性の問題については検討の結果、きめ細やかな規定が置かれることとなった（例えば、適正価額売買の場合を否認の対象から除くなどの規定が設けられている）。詐害信託においても、かように新破産法の検討を参考に、主観的要件適用の前段階として、その適用を除外する規定など検討してはどうかと思われる。

5．信託の公示について（試案第 6）

不動産に係る信託の公示制度については、セキュリティ・トラスト認容の明確化などが提案されていることを踏まえ、信託法改正の内容を踏まえた登記法制とするよう手当てがなされること、その手続が明確化されることを強く要望する。

- ・ 信託を第三者に対抗するために、現行信託法 3 条 1 項の規定が維持することについては、特段の異論はない。
- ・ 他方、現物の有価証券に係る公示方法の見直しが提案されているが、併せて登記または登録すべき財産についても、信託を第三者に対抗するためにどういった公示が必要かという観点から、公示内容の見直しがなされるべきであると考え。具体的には、信託である旨の公示の必要性は認める一方、現行の信託目録の内容については、大幅な削除が可能ではないか考える。今回の試案では新たな信託スキームを許容する提案もなされているが、こうした提案が、登記制度によって事実上不可能となったり、阻害されるようなことのないよう、例えば、不動産受益権者の氏名住所の登記など、法的効果や公示の要請が低いものを登記対象外にするといった、合理化を図るべきと考える。特にセキュリティ・トラストについては、上記 2．参照。

6．受託者の倒産の場合における信託と倒産手続の関係について（試案第 13）

信託の特徴である倒産隔離の確保をより確実なものとするという観点から、受託者倒産および委託者倒産において、信託契約については当該管財人の双方未履行双務契約による解除権に関する規定の適用はないことを、法律上明確にすべきである。

- ・ 信託財産が、受託者や委託者の倒産手続の悪影響から守られる必要があるところは、強い要望のあるところである。受託者倒産あるいは委託者倒産により、信託契約について当該管財人から双方未履行双務契約による解除権の行使が可能とされるならば、信託スキームは覆されてしまうことになる。
- ・ 銀行界においても、証券化・流動化において信託スキームは幅広く利用されており、当該解除権に関する規定の適用がないことを法律上明確化するよう強く要望する。
- ・ 今回の補足説明 27 頁以下では、現行破産法の解釈として、受託者破産に関しては、信託契約は破産の影響を受けない契約として、当該解除権の適用を受けないことが明らかである旨、信託法部会において意見の一致をみたとされている。また、委託者破産についても、多くの場合は破産管財人等が解除権を行使することができないとの見解が示されている。補足説明において、このような見解が明確に示されたことは、実務においても有益であり、歓迎するものである。
- ・ 他方で、再建型手続（会社更生手続や民事再生手続）では、受託者の「事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利」（会社更生法 72 条 1 項、民事再生法 66 条）は管財人に属するとの点から、管財人が、当該解除権行使により、受託者としての職務から免れるようにすべきとの指摘を受ける可能性があるため、問題が残るとの意見もある。また、補足説明で掲げられた「委託者の債務」の ~ については、いずれも実務上少ない点が指摘されているが、証券化の実務では、例えば、 のような例は散見されるとの指摘もある。
- ・ 以上から、補足説明のような方向性を法律上明確化することが望ましいと考えられ、さらなる検討を要望する。なお、補足説明 28 頁に指摘されているように、信託について解除権に関する規定を一律に適用除外する理論上の根拠についての検討は非常に難しい論点となりうることは理解でき、法定化の検討の対象とならない場合でも、今回の補足説明に加え、上述の問題点について解釈が明確化されるよう、改正信託法成立後の立法担当官による解説などにおいて公にされることを強く要望するものである。

7．相殺に関する規定の取扱いについて（試案第 14）

本提案に特段の異論はない。

- ・ 本提案については、現行信託法 17 条の趣旨を含めて、きめ細やかな規定となっており、これに賛成するものである。相殺禁止の例外も明確化しており、信託債権者の立場としては、相殺による利益を受けられる場合が規定されることは望ましい。なお、本提案では、忠実義務の利益相反行為禁止の例外（試案第 19 の 2 (2) a ~ c）に該当し、かつ、受託者がその相殺を承認したときは、相殺は有効なものとされるが、この点、補足説明 29 頁に示された信託財産に属する債権が不良債権化している場合などを含め、明確化されることが望ましい。
- ・ 注記に示された第三者保護については、なお、慎重な検討を要するものと考ええる。信託債権者からは、受働債権の債権者が受託者なのか、信託財産なのか不明な場合も考えられることから、提案の規律は望ましいとも思われる。
- ・ ただし、（注 2）の有限責任化されている場合の信託については、有限責任信託のあり方にも関るので、要綱試案第 66 との関係でなお検討が必要と思われる。例えば、要綱試案第 66 の「有限責任信託（仮称）」の制度が創設される場合には、適切な債権者保護の措置がとられるべきと考えるので（後述 18．参照）そのような場合には（注 2）のような規定の射程は限定的となるように思われる。

8．善管注意義務について（試案第 18）

今回の提案に、賛成する。

- ・ 今回の検討は、一般法としての信託法の改正に関するものであることから、受託者的立場に立つ当事者の法的義務を考える上で、基本的な根拠を与える可能性もあると考える。このような観点から、受託者の義務については、受益者保護などの観点から重要であると考ええる。他方で、信託の柔軟性に配慮した法制となることも、信託法ユーザーという観点からは重要である。今回の提案は、任意法規化を明確化している点で、両者のバランスに立って本義務が規定されるものであり、基本的に賛成する。

9. 忠実義務等について（試案第 19）

- (1) 一般条項として忠実義務を置く場合には、その射程・内容を明確にするとともに、試案第 19 の 2 ～ 5 と同様に禁止例外規定を置くべきである。また、忠実義務と公平義務では、両者を分けて規定すべきである。
- (2) 試案 19 の 4 の利益取得行為の禁止については、【丙案】に賛成する。

(1) 今回の提案では、忠実義務等として試案 19 の 2 ～ 5 にその具体的な忠実義務違反および公平義務違反の具体的な類型を提示しつつ、1 では一般条項を置いている。補足説明によれば、「受託者の権限の濫用を防止するとの観点から、受益者の利益が害されるおそれのある受託者の行為を忠実義務違反行為として広く禁止の対象とすることが相当」とされ、このことは「信認関係の認められる受託者の中で、最も厳しい忠実義務に服するのは信託の受託者」との通説と合致するとしている。このような趣旨で、忠実義務・公平義務の一般条項が置かれること、さらに任意規定として導入されることに、反対するものではない。しかし、前述の 8 . の善管注意義務においても述べたとおり、今回の検討は、一般法としての信託法の改正に関するものであることから、信託法における諸規定は、受託者の立場に立つ当事者の法的義務を考える上で、今後は、基本的な規律となり得るものである。このことから、受託者の義務として最も重要な本義務については、できる限り義務違反の行為を類型化し、具体的に規定すべきと考えられる。注記 33 では、要綱試案第 19 の 2 ～ 5 で捉えることができない忠実義務または公平義務行為違反については、この一般条項の適用を受けるとされるが、徒にその範囲が拡大することは、信託スキームの担い手である受託者に過重な負担を課すことになり適当でない。義務違反の行為類型をできる限り具体化する方向で、この一般条項の射程が明確化されるよう、なお慎重な検討を要望する。

加えて、試案第 19 の 2 ～ 5 にあるように、一般条項においても、禁止例外規定を置くべきである。

なお、この一般条項は、忠実義務と公平義務を併せて規定しているが、同一の信託契約における受益者間の利益相反（公平義務）と異なる信託契約における受益者間の利益相反（忠実義務）は、問題となる場面が異なり、補足説明 36 頁の言う「似た性格を有する」とは言い切れないのではないかと。また、試案第 20 の 4 との関係においても、両者を一律に違反行為の効果を適用すべきでない。両者は、規定を分けるか、あるいは、違反行為の効果を含め、規律を異にする点、明確になるように示されるよう強く要望する。

(2) 【甲案】、【乙案】においても、「不当な利益」を取得する行為を禁止してい

るが、どのような利益が具体的に「不当な利益」に該当するかは解釈に委ねられていると思われる。この「不当」について明確な基準を設けることは困難であり、基準が曖昧な場合は、受託者に過重な責任を課すことになりかねない。補足説明 42 頁にあるように、こうした過重な責任は、受託者に萎縮効果を与え、結果として受益者の利益に反することになると思われる。一方で、利益取得行為として想定されるものは、試案第 19 の 2 の利益相反行為、または 3 の競合取引の類型に入るものと考えられる。また、そのような類型に該当しない行為であっても、補足説明 42 頁に指摘されている点を踏まえれば、悪性の強い行為が信託財産を利用する形でされた場合には、試案第 8（現行信託法 14 条）の規定により、当該行為を信託財産に属する行為として物権的救済が可能であると考えられることもできる。したがって、本提案における【甲案】ないし【乙案】を採用する必要はなく、特段の規定を設けなくする【丙案】に賛成するものである。

10．忠実義務違反等の効果について（試案第 20）

利益の返還に関する特則（いわゆる利益吐き出し責任）の規定化には強く反対する。

- ・ 試案第 20 の 4 では、試案第 19 の忠実義務違反により得た利益の返還に関する特則が提案されている。今回の提案に対し、損害賠償または不当利得以外の新たな責任を創設するのは妥当ではなく、利益吐き出し責任の提案自体に強く反対するものである。
- ・ 補足説明 49 頁では、試案第 20 の 1 ～ 3 までの規律にもとづく物権的な救済を受けないときに、この利益吐き出し責任による債権的な救済を追及することとされている。しかし、このような場合に、現行の損害賠償や不当利得などによっては、救済が受けられないかどうか疑問である。さらに、【甲案】、【乙案】とも受益者から想定外の請求がされることがありえると考えられる。そうだとすると受託者は、不測の責任追及にさらされることになりかねず、信託スキームの重要な担い手に過重な責任負担を課すことになりかねない。
- ・ 仮に、【甲案】か【乙案】のいずれかを採用せざるを得ない場合には、試案第 19 との関係および第 20 の 1 ～ 3 を慎重に検討したうえで、他の制度においても類例のある【甲案】の方が望ましい。その場合でも、他の制度と同範囲の程度（例えば、会社法 423 条 2 項のように競合行為に限定するなど）とすべきである。他の受託者的立場にある者の責任との比較において、過重なもの

とすべきではない。

- ・ なお、試案第 27（法人役員の連帯責任）の（注）書においても本規律適用を検討する旨の提案があるが、上述同様に反対する。
- ・ 公平義務違反の効果については、補足説明 46 頁注 43 において、利益吐き出し責任の適用がない旨の記述があるが、この責任規定が導入される場合には、明文をもって、適用除外とされるよう強く要望する（上記 9 . の意見参照）。

11．費用等の補償請求権について（試案第 32）

- (1) 信託財産から補償を受ける権利に係る費用は、必要費と有益費とされているが、概念の明確化を要望する。
- (2) 受益者から費用の補償を受ける権利については、【甲案】に賛成する。

- (1) 今回の提案では、費用等のうち、信託財産の対して他の権利に優先して請求できる権利は、「必要費」と「有益費」とされている。必要費については「信託財産の保存のために支出した金額」が示され、有益費については「信託財産の改良のために支出した金額」が示されているが、受託者が信託事務を処理するために必要または有益な費用については、必ずしも明確ではない。こうした費用については、できる限り明確であることが望ましい。信託の担い手たる受託者について、不測の負担を負わせるのは適当ではない。
- (2) 現行法の規律と同様に、信託事務処理に伴うリスクは、信託事務処理に伴う利潤を享受する受益者が負担すべきであるとの考えから、受託者は、原則受益者からの補償を受ける権利を有するとの【甲案】に賛成する。受益権が投資商品である場合には、このような規律が金融商品として魅力を損ない、ニーズとマッチしないのではないかと指摘もあるが、【甲案】は任意規定とされており、この点についても配慮した提案となっている。

12．報酬請求権について（試案第 33）

受益者から信託報酬を受ける権利については、【甲案】に賛成する。

- ・ 受益者からの信託報酬を受ける権利については、信託行為に定めがあれば、受益者との個別合意によらず受益者から信託報酬を受けることができるとす

る【甲案】に賛成する。基本的には、上記 11 . の費用等の補償請求権で示した意見と同様の趣旨であるが、報酬の場合は、信託を引き受ける段階から予見することが容易であることは、補足説明 83 頁の指摘のとおりである。

13 . 受益権取得請求権について (試案第 46)

提案のように受益者の受益権取得請求権の制度を設けることには賛成する。ただし、信託の柔軟性・利便性を阻害する可能性があることから、強行規定とするのではなく、任意規定とすべきである。

- ・ 信託の変更等において、複数受益者の場合の多数決制度を認めることや特定の者に変更権限を与えることに対応して、こうした行為により損害を受けるおそれのある受益者が対価を得て信託関係から離脱することを可能とする今回の提案については賛成するものである。
- ・ しかし、今回の受益権取得請求権が、強行規定とされている点については、反対である。すなわち、本請求権の強行規定化は、信託の持つ柔軟性を著しく損なう可能性が危惧されるからである。例えば、2 . において述べたように、シンジケート・ローンについて、セキュリティ・トラストを併せて設計する場合には、シンジケート・ローンは複数債権者の意思決定の方法も含めて、契約による自由な設計が可能であるのに対して、これと併用されるセキュリティ・トラストについて、強行規定により受益権取得請求権が認められるとすれば、担保付ローンとして設計する場合に、被担保債権と担保権にかかる部分とのアンバランスを生じさせることになりかねない。結果として、担保付シンジケート・ローンを効果的に仕組むことが不可能となり、セキュリティ・トラストの利用可能性の芽を摘むことが懸念される。
- ・ また、不動産信託や知的財産信託等、換金性の低い信託において信託財産をもって受益権を取得することは事実上不可能であり、また、信託財産を担保に金銭を借り入れ、あるいは信託財産を換価処分することが信託目的に反する場合もある。さらに、強行規定とした場合、受益権取得請求権を発生させずに、他の代償手段を当事者間で講ずることを妨げてしまう。
- ・ さらに、会社法の規律などと比較しても、今回の提案のように一律に取得請求権を認めることは規律として厳しいものであり、受益者保護として強行規定とするまで必要かどうかは、疑問がある。以上のようなことから、信託の信頼性を確保しつつ、その柔軟性を維持するために、強行規定とするのではなく、一定の範囲で信託行為に別段の定めも認める任意規定とするよう強く

要望する。

- ・ 以上のような考えには、受益者保護の観点等から強い批判があることは理解できないわけではない。ただし、強行規定とせざるを得ないとの判断に至ったときには、なお、上記の実務上の懸念を払拭するために、一定の場合には、「当該変更により損害を受ける」ことにならないこととなるか、「特別決定事項」について、信託の柔軟性を阻害しないよう、より限定的とすべきである。特に、「特別決定事項」として挙げられている a 項（信託目的の変更）と e 項（受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更）は、その定義が不明確であるので、削除か少なくとも定義の明確化を要望する。
- ・ 例えば、価額変動のある財産を信託財産とするスキームにおいて、あらかじめ信託行為の定めにより、一定の価額低下を生じた場合には受託者の判断により財産の入替えを行うこと、あるいは、手続により対応することが明示されていれば、受益者の予見可能性が確保されているのであるから、「当該変更により損害を受ける」こととならない、あるいは、「特別決定事項」の「信託の目的の変更」にはあたらないとするなどの点が明確化されるよう強く要望する。
- ・ また、補足説明 119 頁注 86 について、「損害を受けるおそれのある受益者に対して常に受益権取得請求の機会を認めることは、受益権を複層化した委託者の意図に反する」との認識は、実務に配慮した記述であり、この注 86 で示されているような受益権について優先・劣後を設けるようなスキームは、証券化などではしばしば採られるところである。したがって、こうした場合に、あらかじめ信託行為の定めにもとづいて、優先・劣後間で配当等の内容に変更を加える場合には、「受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更」には該当しないことを明確にすべきである。

14. 受益者が複数の場合の意思決定方法について（試案第 47）

複数受益者の意思決定の方法として、多数決を認める本提案に賛成する。

- ・ 信託スキームを幅広く利用していくことを可能とするものとして、複数受益者の意思決定の方法として多数決を認めるとの今回の提案は、実務ニーズにも合致しており、また、これを法律上明確化することは制度の安定性にも繋がるものと考えられることから、強く賛成する。
- ・ また、今回の提案は、多数決制度を導入する場合には、信託行為の定めによるとされており、ニーズに合ったスキーム構築を可能とするものであり、こ

の点も強く賛成するものである。受益者集会に関する規律など、多数決制度を導入した場合の諸手続についても、任意規定とされることが望ましく、提案の方向で検討されるよう強く要望する。

- ・ なお、多数決制度を導入した場合の受益者保護の方策として、受益権取得請求権の導入に関しては、当該請求権を強行規定化することにより、この多数決制度導入の利点が損なわれる可能性があり反対である点については、上述13．参照。

15．受益債権と信託債権との優先劣後関係について（試案第51）

現行の「信託債権が受益債権に優先する」との規律を変更すべきか否かについては、【乙案】のように同順位とすることが信託一般においてどの程度必要か、また適合的かなど、十分な材料に乏しい中、信託債権者の立場からは、【甲案】を支持しつつ、受益債権の法的性格も含めてなお慎重な検討を強く要望する。

- ・ 信託債権者の立場からは、補足説明133頁にも指摘のあるように、現行信託法のもとで、受益権はエクイティ的なものとして認識されており、受益債権に優先するものとして実務を運用しているところである。したがって、この原則を変更すべきか否かは、このような実務認識、運用に変更を迫るものであり、影響が懸念されるところである。
- ・ 他方、今回の【乙案】のように同順位とするとの考えは、証券化等の金融スキームにおいて採られているとの指摘もある。
- ・ いずれにしても、今回の提案については、受益権ないし受益債権の内容について明確化されたうえで、信託債権との比較においてどのような規律が望ましいか、慎重に検討されるべきである。例えば、受益債権と信託債権が同順位であった場合は、信託債権者にとってその引当が減少するので与信が減縮する可能性がある。その減少分だけ受益権による与信が増加するとは限らないので、将来具体的に発生する受益債権の金額が不確定である場合は特に、信託債権者にとっては、同順位債権額を想定することは難しく、保守的に与信判断をすることになる。さらに、期間10年の信託において、受益債権が毎年一定額を配当として受け取る内容となっていた場合に、既発生の配当請求権については信託債権と同順位であるかどうか、また、今後発生する配当請求権について同順位とすべきかどうかは、このような受益債権がいかなる権利なのかを含めた検討が必要である。また、前述の金融スキームにおいて、

信託債権と受益債権を同順位とする実務が、どの程度の範囲で行われているのか、また、契約においてそのような効果を事実上達し得る程度のものなのか否かも、十分な検討が必要ではないかと思われる。

- ・ 以上の諸点が必ずしも明確でない中で、信託債権者としての銀行の立場からは、【乙案】に賛成する強い意見はなく、信託債権を受益債権に優先するとの【甲案】を支持するものである。ただし、上述のとおり、受益債権の内容についてなお十分な検討が必要と考えており、引き続き慎重な検討を強く要望するものである。

16. 信託の終了事由等について（試案第 57）

本提案では「1 信託の終了事由」として、裁判所の終了命令の要件が厳格化されており、現行信託法 58 条の裁判所の解除命令の規定を改善するものであることから賛成する。

ただし、なお、不測の終了命令がないように、解釈について明確化するよう要望する。

- ・ 現行信託法 58 条については、補足説明 154 頁にも指摘されているように、証券化・流動化の観点から、当該条文自体が格付機関による評価低下をもたらすものとして問題となってきた。今回の提案では、現行信託法 58 条の裁判所による解除命令の制度を廃止するとともに、信託の終了事由のうち c 項において、裁判所による終了命令の要件について、現行信託法 58 条に比して、厳格化されている。すなわち、「信託行為の当時予見することができなかった特別の事情により」と、「信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなった場合」の 2 つの厳格な要件に係らしめている。こうした提案は、現行法を改善し、実務上の問題を回避するものとして、強く賛成するものである。
- ・ 補足説明 155 頁には、この提案について、「申立権者を限定した結果、申立権の不行使に関する特約を締結することが容易」、「証券化・流動化目的の信託では途中で信託を終了することは関係当事者に大きな不利益を生じるのが通常であるため、『信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなる』との要件に該当しない」との考えが示されている。今回の提案においても、なお、信託スキームが第三者によって終了されるリスクがあるとの判断がなされる懸念もあることから、補足説明で示された前述の解釈は、きわめて重要であり、最終的な改正信託法の解釈においても立法担当官の説明等により

明らかにされることも強く要望する。

17．信託財産の破産に関する規律の整備について（試案第 59）

「有限責任信託（仮称）」に関し相続財産破産に倣って破産手続を設けるとの提案には賛成する。

- ・ 今回の提案にあるように、「有限責任信託（仮称）」の制度について相続財産破産に倣った破産手続の整備については賛成するものである。当該制度は、事業活動の信託利用に際して有用であると思料されるが、一方で、信託債権者の保護の必要性が高く、信託債権者間の公平・平等弁済を確保するため、破産手続が整備されるべきと考える。
- ・ 信託一般について、破産手続を整備すべきか否かについては、補足説明 162 頁以下にも指摘されているように、解決すべき多くの論点がある。銀行界では、法制審倒産法部会における破産法改正の検討において、新破産法において信託の破産手続が設けられるよう意見を申し述べているところである。この点については、受託者が無限責任を負うことに鑑みると、現行実務は当事者からの破産申立がないことを前提にスキームが組まれており、申立要件として債務超過が入るのか、または、申立権者は誰になるのか、等の問題によっては、従来どおりの格付が得られなくなる可能性もあり得るため、信託の安定性という観点からも慎重に検討すべきである。加えて、相殺禁止や否認の規定も整備するのであれば、信託債権者の立場からは、新破産法の審議におけるような慎重な検討がなされるようお願いしたい。
- ・ なお、破産手続が重いものとなることは、法制全体のバランスを欠くことも考えられ、また、信託終了後は清算手続に服することになるので、ここでは簡易な清算手続として、特別清算的なものも検討されてよいのではないかと考える。

18．有限責任信託（仮称）について（試案第 66）

- (1) 「有限責任信託（仮称）」を創設するとの【甲案】に賛成する。ただし、検討にあたっては、将来の利用ニーズを見据えつつ、適切な債権者保護措置が手当てされるべきである。
- (2) （注４）の既存の類型の信託についての有限責任化に関しては、現行実務で行われている責任限定特約の法的有効性の確認という観点から法定することには賛成する。ただし、債権者が不測のリスクを負担することのないよう、一方的な「明示」ではなく当事者間の「合意」を前提とした規定とすべきである。

- (1) 「有限責任信託（仮称）」の創設については、今日、有限責任に関する法人制度、組合制度が急速に整備されており、信託制度においても同様の制度が用意されることは、新ビジネスの受け皿の選択肢を増やし、そうしたビジネスの創出を後押しするという観点から、【甲案】に賛成する。特に、法人制度や組合制度に比して、信託は柔軟な設計が可能なことに特色があり、そのような制度の特色を活かした制度となることが望ましい。ただし、他方で、この制度は、現在実務で行われているような責任財産限定特約のような債権者との合意をベースとするものでないことから、適切な債権者保護手続もあわせて制度の中で手当てされるべきであり、この点、本制度の将来ニーズを見据えつつ、慎重な検討が行われるよう要望する。具体的には、信託財産にかかる財務上の規制や情報開示などが考えられる。
- (2) 「有限責任信託（仮称）」制度の創設の有無にかかわらず、（注４）の既存の類型の信託についての有限責任化に関しては、法律上明確化されるよう要望する。実務上、責任限定特約は広く利用されており、今日、法律上の有効性に疑義があると考えているわけではないが、今後も無用な議論を生じさせぬよう、この点明確化されることが望ましい。ただし、一方的な「明示」のみによって、その効果を発生させることには、信託債権者の立場から消極な意見が多いことから、現行実務に即して当事者間の「合意」ベースでの有限責任化について、法律上の手当てがなされることが望ましいと考える。

19．受益権の有価証券について（試案第67）

受益権の有価証券化の許容を法律上明確化する本提案に賛成する。

- ・ 信託受益権一般について有価証券化を導入することの提案を支持するものである。受益権の流動化スキームを勘案するに、有価証券化は有用であると考える。
- ・ なお、有価証券化した際は、貸付信託法、投資信託法等の関連法律との関係が曖昧になるため、見直しが必要であり、検討を要望する。また、当該証券が振替制度の対象証券となるよう要望するものである。

20. いわゆる信託宣言について（試案 68）

いわゆる信託宣言については、これを認めるべきとの意見が多数である。

信託宣言については、多様な金融スキームへの利用など、実務上その有用性が期待されるところであることから、【乙案】ないし【丙案】を推す意見が多かった。

信託宣言を認める場合でも、弊害に対する措置など、利用ニーズを阻害しない範囲では一定の手当てが必要であり、【乙案】、【丙案】いずれを採った場合でも、引き続き検討が必要である。

- ・ いわゆる信託宣言については、銀行界では、意見を統一することができなかった。これは、本意見書冒頭でも述べたように、銀行が信託制度を利用する場合に、最大ユーザーとして、様々な立場から信託制度を利用していることに起因している。したがって、ここでは、本提案については、必ずしも全国銀行協会として統一的な見解を示すものではない。しかし、一定の方向性については、私どもの検討においても明らかになっており、そのことを意見書において示すことは、今後の信託法改正の検討においても有益と考える。
- ・ まず、上記のとおり、信託宣言については、これを認めるべきとの意見が多数であった。具体的な信託宣言への実務ニーズは、補足説明 184 頁以下でも示されているところであるが、過去十数年における金融を巡る諸問題を鑑みると、不良債権等貸出資産のオフバランス化に対する要請が今日においてもなお強い。同様に、リスクマネジメントの高度化の観点から、貸出債権の流通市場の整備が喫緊の課題であり、この点については、シンジケート・ローンの普及を含め、政府・日本銀行を含め関係各所にて様々な努力がなされているところである。自己資本比率規制は、これらリスクマネジメントの高度化を促すように、国際基準を中心に強化、精緻化の方向で進んでおり、銀行としては、資産管理の観点からできるだけ有効な方策・手段を確保しておきたいニーズは極めて強いところである。また、貸出債権の流通性向上のため

には、相殺等のリスクの排除のために債務者の承諾を得ることが必須であるが、我が国特有の事情として、債権譲渡に関して債務者の理解を得にくいという問題があり、この問題を解決するために信託宣言の活用が検討されている。さらに、サービサーの回収金やエスクロー資金等の倒産隔離を図ること（これは、預金の帰属に関する区分管理の可能性を含む）や、事業信託として起業的な利用あるいは事業再生への活用などもあげられている。

- ・ 以上のような利用ニーズから、信託宣言を認めるべきとの意見が出されている。しかし、【乙案】か【丙案】かのいずれかを選択するかについては、一致した見解あるいはどちらの案を強く主張するという状況にない。少なくとも、弊害に対する措置など、利用ニーズを阻害しない範囲で一定の手当てが必要でありとの考えでは一致しており、この点、さらなる検討を要望するものである。
- ・ 【丙案】（注）2については、異議があった場合の主観的要件の立証責任が債権者側となっており、信託宣言を行う側に一定の配慮がなされているが、そもそも（注）2自体が倒産隔離機能確保の点から問題があり、（注）2を採用した場合には【丙案】は提案として中途半端である（実務上使えない）と考えられる、との意見もあり、【丙案】を選択した場合であっても、「一定の要件」についてはさらに検討が必要である。
- ・ なお、有力な少数意見として、単独の法人による受益権創出によるメリットが、社会・経済全般に与える影響（すなわち執行免脱、二重譲渡が容易に行われうる等、信託制度の信頼が損なわれる可能性があること）との比較において十分に大きいとはいえず、【甲案】の信託宣言を認めるべきでないとの案を支持する意見もあった。特に、事業信託を視野に入れた信託宣言の利用は、弊害の懸念を最終的に除去できないのではないかと懸念が示されている。

以 上